

【別添1】「エコアクション21ガイドライン 2009年版(改訂版)」(案)に関する意見の概要とそれに対する考え方

| 番号                            | 項目 | ご意見の概要   | ご意見に対する考え方  |
|-------------------------------|----|--|---|
| <b>改訂案全体</b>                  |    |  |   |
| 1                             |    | 第2章全体の「又は」を「または」とする。   | ご指摘のとおり修正します。   |
| 2                             |    | 「実施主体」という表現が従来の「中央事務局」に代わって使われている。「実施主体」という言葉を使う主旨も分かるが、従来から慣れ親しんだ固有名詞の「中央事務局」の表現を使っていたきたい。<br>(他、同様趣旨の意見 3件)  | ご指摘のとおり修正します。   |
| 3                             |    | このガイドラインは受審者及びこの仕組みで審査する審査人を主対象にまとめていると思います。この場合、別規定で整理すべき部分の削除やわかりやすい整理が必要と思います。  | ご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。                                     |
| 4                             |    | 今回改正(案)では「公平性」「中立性」「透明性」など本制度での基本要件が随所に織り込まれ大変良いと思いますが、実践的には課題が多いように思われます。これの具体的な実践ルールの整備が大きい課題と思います。<br>・審査人评价体制の整備<br>・審査人の選任が地域事務局主体で実施される仕組みの明確化<br>・審査人と地域事務局との関わり方の具体化 | ご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。                                     |
| 5                             |    | 実施主体が要求事項の上乗せ等を妨げないことを、規定に含めることが必要と思われれます。   | ご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。                                     |
| <b>1. エコアクション21認証・登録制度の目的</b> |    |  |   |
| 6                             |    | 「事業者」の定義がなされていない。第3章環境経営システムに組織は全組織、全対象の明確化とされている。零細企業を対象にすれば最もな事である。しかし大企業の1事業所がEA21を取るケースがあるが、これを全組織を対象にせよというは無理がある。<br>(他、同様趣旨の意見 1件)                                     | 原案のとおりとします。<br>(理由)これまでの取組との継続性を確保するため。                       |
| 7                             |    | 1～5行目を「エコアクション21認証・登録制度(以下、本制度)は、環境省が策定したエコアクション21ガイドラインへの適合性を認めることにより、社会的な評価や信用を得られるようにするとともに、事業者の環境への取組を推進し、その取組をより良いものとしていくため、環境経営をい実施する事業者に対し、第三者が適切な指導・助言を行う」とする。       | 原案のとおりとします。<br>(理由)エコアクション21認証登録制度の仕組みの記述として、特に支障はないと考えられるため。 |
| 8                             |    | 下記文言を追加する。「環境配慮促進法第十一条2で、『国は、中小企業者がその事業活動に係る環境配慮等の状況の公表を容易に行なうことができるようにするため、その公表の方法に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。』と規定しており、実施主体ホームページによる環境活動レポート公開は、これにあたります。」                  | 原案のとおりとします。<br>(理由)ご指摘の点は、現行ガイドラインの序章において、記載があるため。            |

【別添1】「エコアクション21ガイドライン 2009年版(改訂版)」(案)に関する意見の概要とそれに対する考え方

| 番号                              | 項目          | ご意見の概要  | ご意見に対する考え方  |
|---------------------------------|-------------|---|---|
| <b>2. エコアクション21認証・登録制度の実施主体</b> |             |   |   |
| 9                               |             | この項はこの仕組みのスタート、根幹に関わる内容であり、別の規定として整理すべきだと思います。客先や審査人向けの規定に入れる必要はない。   | ご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。   |
| 10                              | (1) 実施主体の要件 | 1行目の「～下記3. に規定するところに沿って運営する者とします。」を「～本章第3節に沿って運営することとします。」に修正。<br>3行目からの○の項目の文章から「～できること」を削除、特に4番目の○の項目の文章は「～を行うこと」に修正すべき。  | ご指摘を踏まえ、「下記3. 」を「3. エコアクション21認証・登録制度の運営」と修正致します。<br><br>その他は、原案のとおりと致します。   |
| 11                              |             | 実施主体は「営利を目的としない法人であること」となっていますが、この場合の法人には、公益財団(社団)法人、一般財団(社団)法人、特定非営利活動法人、労働組合及び生活協同組合等、特定の法律に基づく都道府県の中小企業団体中央会及び商工会議所、学校法人、宗教法人、海外の法人、類似のEMSの認証制度等を行っている団体は含まれるのか明らかにされたい。 | (理由)実施主体に定める要件として、法人形態を限定する必要はないため。   |
| 12                              |             | 営利を目的をしない法人に限定しない方がよい。<br>地域に密着している必要もない。<br>実施主体と記述しているが、これが中央事務局と地域事務局の関係を整理・簡素化することであれば望ましい。   | 原案のとおりとします。<br>(理由)これまでの取組との継続性や制度運営の透明性・公正性を確保するため。中央事務局と地域事務局との業務分掌については、3(3)で記述しており、今後、事業実施にあわせて、両者の間で整理されていくべきものです。           |
| 13                              |             | 「環境省に対し、・・・各事業年度の事業実施状況(財務状況を含む)の報告を行うこと」とあるが、続けて「あわせてそれらを公表すること」を追加すべき。<br>(他、同様趣旨の意見 1件)  | 原案のとおりとします。<br>(理由)適切な情報公開については、3(5)で記述しているため。  |
| 14                              |             | 2ページ上から4番目の「(財政状況を含む)」の後に「等」を挿入する。  | ご指摘を踏まえ、より明確にするため、以下のとおり修正します。<br>実施要件の項目を、「環境省に対し、毎年度、本制度に係る各事業年度の事業実施状況(財務状況を含む)の報告を行うこと。また、環境省の求めに応じ、適宜必要事項の報告を行うこと。」と修正いたします。 |
| 15                              |             | 「次の要件」として、11項目の要件が示されているが、さらに、次の1項目も加えていただきたい。<br>○エコアクション21以外の環境マネジメントシステムに関わりを持たない法人であること。  | 原案のとおりとします。<br>(理由)実施主体に求める要件として、エコアクション21の普及促進に取り組むこと等を規定しているため。   |

【別添1】「エコアクション21ガイドライン 2009年版(改訂版)」(案)に関する意見の概要とそれに対する考え方

| 番号                            | 項目           | ご意見の概要  | ご意見に対する考え方  |
|-------------------------------|--------------|---|---|
| 16                            | (2)運営開始時の手続き | 第2節(2)及び第9節を削除するか、下記理由を踏まえた追加を行う。<br>環境省が実施主体を審査し、事実上の認定を行うのであれば、実施主体が解散あるいは倒産等した場合の対応(特に認証・登録した事業者の取り扱い)、不祥事を起こした場合の対応、環境省による名称使用の取り消しの要件、及び名称使用の取り消しをした場合の環境省の対応等について、規定することが必要と考えられます。<br>(他、同様趣旨の意見3件)                        | 原案のとおりとします。<br>(理由)透明性のある制度とするため、必要な規程であるため。<br>また、2.(2)において、「実施後において重大な変更が生じた場合には環境省へ遅滞なく報告すること」としており、環境省は報告により、必要に応じ有識者等からの助言を得ることを検討していきます。なお、当該規定部分については、位置付けが明確になるよう修正します。 |
| 17                            |              | 「本制度を実施しようとする者は、次の文書を環境省に提出し、エコアクション21の名称の使用を求める…」とあるが、「…環境省に提出し、エコアクション21の名称の使用しての国内唯一の実施主体となることの承認を受ける」とし、実施主体従来通り、国内で一つの主体とすべき。関連して、9ページの9項も「文書の確認」とどまらず、「実施主体の承認」の内容に変更すべき。   | さらに、運営の実施状況について定期的な報告等を求めることとしていますが、ご指摘を踏まえ、9.において「環境省は、それら(名称)の使用状況の確認を必要に応じて実施すること」を追記致します。必要に応じ、有識者等から助言を得ることを検討していきます。  |
| 18                            |              | これまでの制度は「運営主体:エコアクション21中央事務局」と明記されており、運営主体が一つであることを示唆しています。今回の改訂版では、「(1)本制度を実施する主体は、次の要件を満たし、下記3.に規定するところに沿って運営するものとします」となっています。複数の主体(いわゆる審査機関)の存在が可能なように読み取りました。その場合の主体間の運営の差を監視する方法を規定する必要はありませんか。                              |   |
| 19                            |              | 環境省が実施主体の確認及び名称使用を認めるにあたっての具体的な基準を策定し、明示することが必要と思います。   |   |
| 20                            |              | ガイドラインで規定している実施主体に求められている要件は、外形的、定性的で、審査にあたっての具体的な基準は示されていないため、実施主体の制度運営に関する品質確保や関係者の信頼性が危ぶまれる可能性があります。   |   |
| <b>3. エコアクション21認証・登録制度の運営</b> |              |   |   |
| 21                            | (1)公正な制度運営   | 審査人は実施主体(中央事務局)に所属すること、最も重要な「審査人の独立性の確保」に関する従来の記載が欠けている。  | 現行ガイドラインでは記載がなく、ご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。   |
| 22                            |              | ・2番目の○の項目の(四半期に1回を目途)を削除する。<br>運営委員会の役割は、「公平性の確認」を主たるものとするのか、運営方針や事業計画の審議、実施状況の評価、事業全般の課題等の審議を主たるものとするのか、明確にする必要がある。<br>関連して、4番目の項目の「本制度の公正かつ適切な運営」を図るための委員会の職務が運営委員会と重複している。運営委員会に全ての役割を負わせるのか、公正性のための委員会を別途設置すべきか、明確にすることが望まれる。 | 原案のとおりとします。<br>(理由)ガイドラインでは基本的な事項を規定しており、これを踏まえて、事業実施に当たり、中央事務局において適切に対応していくものであるため。  |
| 23                            |              | 運営委員会に参画する外部有識者に地域事務局関係者及び審査人を一定数含むこととする。   |   |
| 24                            |              | 地域事務局への監査を定期的(2年に1回)に下記内容で行う。<br>① 審査人への審査機会がある程度公平に行われているか。<br>② 地域事務局の収支内容が適切か  |   |

【別添1】「エコアクション21ガイドライン 2009年版(改訂版)」(案)に関する意見の概要とそれに対する考え方

| 番号 | 項目              | ご意見の概要  | ご意見に対する考え方   |
|----|-----------------|---|--|
| 25 | (2) 審査人への教育     | 第3節の(2)は「審査人の教育」となっていますが、これを「審査人の認定及び教育」とし、最初に審査人の認定に関することを規定する必要があると思われます。<br>(他、同様趣旨の意見 2件)   | ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。<br>3. (2)の項目を「審査人の認定及び教育」とし、「○審査人に求められる力量を明確にし、その力量を持ち合わせた人材を試験により選出し、審査人として認定・登録を行うこと」を追加する。                           |
| 26 |                 | 実施主体は、「審査人の力量を向上させるための教育を行う」とともに、審査人を対象にした研修の実施等を求められている。与えられる教育だけでなく、審査人が自助努力で能力を向上させるために、CPD(継続的専門能力向上)を義務付けることが必要である。  | 原案のとおりとします。<br>(理由)4. に審査人の要件を記載しているため。  |
| 27 | (3) 地域に密着した制度運営 | 地域事務局の要件を明確にするか、「者」を「営利を目的としない法人」に修正する。   | ご指摘を踏まえ、これまでの取組との継続性や安定的な運営の観点から、「者」を「法人」に修正します。その他は、原案のとおりとします。<br>(理由)中央事務局が適格な地域事務局を選定することとしているため。  |
| 28 |                 | 「地域事務局と連携し、地方公共団体等の協力のもと地域に密着した制度の運営を行うこと。」のあとに追加記述として「本制度の円滑な運営のために、地方公共団体等はEA21認証取得事業所には何らかのインセンティブを与えること。」<br>(他、同様趣旨の意見 1件)                                   | ガイドラインの性格上、原案のとおりとします。   |
| 29 |                 | 「地域事務局と連携し、地方公共団体等の協力のもと地域に密着した制度の運営を行うこと」とあるが、「地域事務局及び審査人と連携し、…運営を行なうこと」とし、それに続けて、「地方公共団体等へは本制度の円滑な運営と事業者の環境保全への取り組みを後押しするようにはたらきかけること」を追加すべき。<br>(他、同様趣旨の意見 3件) | 審査人の業務内容から、原案のとおりとします。また、「地方公共団体との協力」については、原案でも規定することとしています。   |
| 30 |                 | 現在の地域事務局では運営委員会や判定委員会は必須事項と思います。「必要に応じて」の表現は不適切。地域事務局の仕組み、運用も一項目設けて明確にした方がよい。   | 原案のとおりとします。<br>(理由)制度全体の運営体制は、実施主体が地域事務局における委員会等の設置も勘案し、「(1)公正な制度運営」及び「(3)地域に密着した運営」において構築するものですが、地域における委員会の運営は地域事務局において主体的に実施されるものと考えられるため。 |
| 31 |                 | 最後の箇条書きを、「○地域事務局に対して、必要に応じて外部有識者の参画する委員会等を設置させ、地域における公正かつ適切な制度運営を図らせること」とする。  |  |
| 32 |                 | この項目は不必要と考える。   | ガイドラインとして、運営のあり方を提示することは必要であるため、原案のとおりとします。  |
| 33 | (4) 責任ある制度運営    | 外部有識者による業務監査を定期的実施することが必要。  | 原案のとおりとします。<br>(理由)「(1)公正な制度運営」において必要に応じて設置することとしているため。  |

【別添1】「エコアクション21ガイドライン 2009年版(改訂版)」(案)に関する意見の概要とそれに対する考え方

| 番号 | 項目         | ご意見の概要  | ご意見に対する考え方   |
|----|------------|---|--|
| 34 | (5)透明な制度運営 | 実施主体に対して「本制度に係わる損益を区分して適切に経理処理すること」、「事業の概況、損益状況、運営委員会等における検討結果……を環境省に適宜報告すること。」とあるが、本制度を持続可能な制度とするためには、環境省は、実施主体だけでなく、地域事務局についても損益状況等を把握し、適正な制度運営に努める必要がある。 | 原案のとおりとします。<br>(理由)地域事務局については、適格な法人を中央事務局が選定することとしているため。   |
| 35 |            | 審査をした審査人氏名、そして受審事業者が希望した審査人氏名を公開することを項目として付け加える。  | 原案のとおりとします。<br>(理由)適切な情報公開については、3(5)で触れられているため。  |
| 36 |            | 判定委員会、参与も情報公開の対象とする。  |  |
| 37 |            | 「事業の状況、損益状況……今後の取り組みなどを環境省に適宜報告すること」とあるが、「事業の状況、損益状況……今後の取り組みなどを環境省に、毎年度報告し、公表すること」にすべき。<br>(他、同様趣旨の意見 1件)  |  |
| 38 | (6)機密保持    | 確実にこの項目が執行されるために、具体的な制限を加えてもよい。   | ご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。  |
| 39 | (7)苦情等への対応 | 現行の制度では事業者様の意向は結果的に無視されています。更新審査時には事業者様の地域事務局選択の自由を与えるべきである。  | ご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。  |
| 40 |            | 事業者や審査人からの地域事務局への苦情窓口が実施主体に必要。  | 原案のとおりとします。<br>(理由)苦情等への対応については、3(7)で記述しているため。   |
| 41 | (参考)部分     | 「(参考)」を「(8)実施主体の業務」に変更する。さらに、業務項目として、「事業者の認証・登録」「業種別ガイドラインの策定」「審査人からの要請への対応」を追加する。<br>(他、同様趣旨の意見 1件)  | ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。<br>「本制度の運営に関して、実施主体及び地域事務局の業務は概ね以下のとおりと考えられる。」と修正し、「また、～」に関しては3.(3)と重複するため削除致します。   |
| 42 |            | この項では「概ね」の表現ではなく、業務フローと中央事務局、地域事務局審査人の役割をキチンと一覧整理すると良いと思います。  | また、「地方公共団体等の協力関係の構築」を「地方公共団体等との協力関係の構築」に修正致します。<br><br>その他については、原案のとおりとします。<br>(理由)参考としての記述であり、中央事務局と地域事務局との業務分掌については、3(3)で記述しており、今後、事業実施にあわせて、両者の間で整理されていくべきものと考えられるため。 |
| 43 |            | 「地方公共団体等の協力関係の構築」を「地方公共団体等との協力関係の構築」に修正。  |  |
| 44 |            | 現在、大規模事業者や自治体は中央事務局が審査人を選任しているが、この例外をなくして全て地域事務局が担当する。  |  |
| 45 |            | 審査人への指導・監督・研修の削除。   |  |
| 46 |            | 本制度では、実施主体または地域事務局から審査人に対して指示することは多いが、審査人から意見、提案、要請する手続きがなく、実施主体の業務として、「審査人からの要請への対応」を追加すべき。<br>(他、同様趣旨の意見 1件)  |  |
| 47 |            | 箇条書きされている業務のうち「事業者の認証・登録の可否判定※」の「※」を削除し、「事業者の認証・登録の可否判定及び認証・登録証の交付」とする。   |  |
| 48 |            | 箇条書きされている業務のうち「審査や認証・登録可否判定のための手引き等の策定」を「審査や認証・登録可否判定のための手引き(審査及び判定の手引き)等の策定」とする。   |  |

【別添1】「エコアクション21ガイドライン 2009年版(改訂版)」(案)に関する意見の概要とそれに対する考え方

| 番号                    | 項目         | ご意見の概要   | ご意見に対する考え方   |
|-----------------------|------------|--|--|
| 49                    |            | 第3項の(参考)に、実施主体が担う業務として「・特定の業種向けのガイドライン(業種別ガイドライン)案の策定」を追加する。同時に、第2章第6項の1～2行目の「特定の業種向けのガイドライン案(業種別ガイドライン案)を…」と「業種別ガイドライン案を…」とする。  |  |
| 50                    |            | 平成22年8月、現在の中央事務局が、エコアクション21認証・登録制度の新たな展開に向けて(提言)を制度のあり方検討会報告書として公表いたしました。それに対し、中央事務局は地域事務局が中心となって審査人の意見を集約するようへの指示をだし、地域事務局から検討結果が報告されている筈です。中央事務局は、それに基づき「実行計画(アクションプラン)」を策定することになっていました。その扱いはどうなるのでしょうか。 |  |
| <b>4. 審査人の要件及び業務等</b> |            |  |  |
| 51                    | (1)審査人の要件  | 以下の文を追記する。<br>及び事業者の規模や特性に見合ったシステムとなるように適切に指導及び助言ができること。   | 原案のとおりとします。<br>(理由)適切な指導及び助言については、既に記述しているため。  |
| 52                    |            | 「事業者の環境対策に関する豊富な知見と経験を有しており」<br>「環境経営システムに関する豊富な知見と経験を有しており」<br>を削除するのが適当。   | 原案のとおりとします。<br>(理由)指導・助言や審査を適切に行う上で、必要な要件であるため。  |
| 53                    |            | (1)審査人の要件に次の項目を追加する。<br>「地域事務局との間で適切なコミュニケーションを図ることができ、またエコアクション21の健全な普及活動に取り組む意欲を有していること」   | 原案のとおりとします。<br>(理由)審査人の業務に照らして、要件を記述しているため。  |
| 54                    |            | 審査人の要件として、力量向上努力をもう少し明確に要求し、その結果としての審査人の更新条件を明記すべきと考えます。   | 原案のとおりとします。<br>(理由)審査の質の向上に取り組む意欲を有していることを要件として記述しており、また、更新条件については、審査人の認定を行う中央事務局において、適切に対応すべきものであるため。 |
| 55                    | (2)審査人の業務等 | 「○審査人の以下の業務等を行う」を「○審査人は以下の業務等を行います」とする。<br>(他、同様趣旨の意見 1件)  | ご指摘の通り修正いたします。   |
| 56                    |            | 業務項目として、“エコアクション21普及活動”を追加する。<br>(他、同様趣旨の意見 2件)  | 原案のとおりとします。<br>(理由)審査人の基本業務は、指導・助言、適合性の審査を適切に行うことであるため。  |
| 57                    |            | 次の項目を追加する。<br>・地域事務局や自治体と連携した普及活動等   |  |
| 58                    |            | 適合性ととも有効性を追加する。  |  |
| 59                    |            | 「事業者の環境への取組に関する指導、助言」の削除。  |  |
| 60                    |            | この内容は中途半端ではありませんか。前4項での業務責任整理の中での明確化、もしくは別の規定に振るなどした方が紛れない。  | ご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。  |

【別添1】「エコアクション21ガイドライン 2009年版(改訂版)」(案)に関する意見の概要とそれに対する考え方

| 番号                      | 項目  | ご意見の概要  | ご意見に対する考え方  |
|-------------------------|-----|---|---|
| 61                      | その他 | <p>タイトルが「審査人の要件及び業務等」とあり、前3. の(参考)の10番目に「審査人の選任」があるものの選任の方法は全く規定されていないので、「審査人の選任」の項を追加すべき。</p> <p>その際、現行の中央事務局の「エコアクション21 地域事務局の認定及び運営に関する規程」の5. 地域事務局の運営の5-4の2)に「地域事務局の事務局員及び地域判定委員を務める審査人が、審査を担当した場合には当該地域事務局を担当事務局とすることができません」とあるが、事務局員ははずして、「審査を担当した地域判定委員は当該事業者の判定はできない」と制約を縮減すべき。</p> <p>(他、同様趣旨の意見 1件)</p> | <p>原案のとおりとします。</p> <p>(理由) 審査人の選任については、これまでの取組との継続性を確保するため、3(参考)において、地域事務局が主として担う業務と記述しており、さらに、中央事務局と地域事務局との業務分掌については、今後、事業実施にあわせて、両者の間で整理されていくべきものであるため。</p> |
| 5. 認証・登録の基本的要件          |     |   |   |
| 62                      |     | <p>次のように、把握する項目に化学物質を追記する。</p> <p>③環境負荷(二酸化炭素排出量・廃棄物排出量・総排水量・化学物質使用量等)を把握し、必要な環境への取組(二酸化炭素・廃棄物の排出量の削減、水使用量・化学物質使用量の削減、グリーン購入、自らが生産・販売・提供する製品及びサービスに関する取組等)を適切に実施していること。</p>   | <p>原案のとおりとします。</p> <p>(理由) これまでの取組との継続性を確保するため。</p>   |
| 63                      |     | <p>環境への取組は二酸化炭素・廃棄物・水・化学物質・グリーン購入を必須項目とし、本業への取組みは選択とする。</p>   |   |
| 64                      |     | <p>次のように( )内の分を追記する。</p> <p>⑤環境活動レポートを定期的(登録初年度はこの限りではない)に作成し、公表していること。</p>   |   |
| 6. 業種別ガイドラインと審査及び判定の手引き |     |   |   |
| 65                      |     | <p>表題の「6 業種別ガイドラインと審査及び判定の手引き」を「6 業種別ガイドラインと実施要領等」とする。</p>  | <p>ご指摘の通り修正いたします。</p>   |
| 66                      |     | <p>下2行目の「審査・判定の手引き」を「審査及び判定の手引き」とする。</p>  |   |
| 67                      |     | <p>下から3～2行目の「また、本制度の実施にあたっては、エコアクション21ガイドライン(業種別ガイドラインを含む)に沿って、……」の(業種別ガイドラインを含む)を削除する。</p>   | <p>ご指摘を踏まえ、より明瞭にするため、「エコアクション21ガイドライン及び業種別ガイドラインに沿って」と修正致します。</p>   |
| 68                      |     | <p>業種別ガイドラインの策定にあたっては、関係する公的機関との共有する規定もあり、実施主体の「認定」に当たっては、このようなことも環境省が審査する必要があると考えます。</p>   | <p>ご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。</p>  |
| 7. 認証・登録の手順             |     |   |   |
| 69                      |     | <p>地域事務局でのあらゆる手続は不要。</p>  | <p>原案のとおりとします。</p> <p>(理由) これまでの取組との継続性を確保するため。</p>   |
| 70                      |     | <p>担当審査人は地域事務局の選任によると明記されていますが、実態は事業者が審査申込書に希望する審査人を記載する欄があります。これを削除した様式への変更が必要です。</p>  |   |
| 71                      |     | <p>中間審査と更新審査を更新審査に一本化する。</p>  |   |

【別添1】「エコアクション21ガイドライン 2009年版(改訂版)」(案)に関する意見の概要とそれに対する考え方

| 番号                       | 項目   | ご意見の概要   | ご意見に対する考え方   |
|--------------------------|--|--|--|
| 72                       |  | 登録料については、審査費用④と⑤の間に「受審事業者は審査人に審査費用を振り込む」との表記が欠落している。   | 原案のとおりとします。<br>(理由)認証・登録の手順の概要を記述しているため。なお、詳細な手続きについては、制度を運営する中央事務局において定めるべきものです。  |
| 73                       | 次のように( )内の分を追記する。<br>①認証・登録は、2年ごとの更新となります。認証・登録事業者は、認証・登録の1年後に中間審査、中間審査の1年後(原則として認証・登録の有効期限内)に更新審査をそれぞれ受審し、適合と認められた場合は、登録時と同様の手続きを経て、登録の更新を行います。 |  |  |
| 74                       | 毎年、中間審査、更新審査とも同様の時期に審査ができるよう、運用面で改善をすべきである。  | ご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。  |  |
| <b>8. 認証・登録料等</b>        |  |  |  |
| 75                       |  | 地域事務局の継続性についての配慮をもっと具体的に明記していただきたい。  | 原案のとおりとします。<br>(理由)本制度に関わる者全体を含めた継続性を勘案する必要があるため。また、認証・登録料等の具体的な内容は、中央事務局にて定め、公表することとしております。なお、中央事務局の制度運営の基本として、地域事務局からの要請に対応しながら円滑な運営を行うこと、適切な情報公開を行うことを3(3)・(5)に記載しています。 |
| 76                       |  | 記述が、不十分である。<br>本制度を持続可能な制度とするためには、実施主体と地域事務局は定められた様式により収支決算書(人件費を含む)を作成し、これを公表するとともに、これに基づき、実施主体は財政面での事業の継続性が担保されるように、認証・登録料、審査等の費用及び地域事務局への費用の割り振りを定め、公表することが必要である。 |  |
| 77                       |  | この記述からすると実施主体が、認証・登録料及び審査費用を定め公表することとしています。従来の料金体系からの変更もあり得ると読み取りました。「本制度の公正かつ適切な運営のための費用」をどのように考えて、実施主体がこれらの費用を設定したかの監視が必要と考えます。                                    |  |
| <b>9. エコアクション21の名称使用</b> |  |  |  |
| 78                       |  | この項目は、中央事務局に関する事項であり、別整理とすべき。(認証取得事業者のマーク使用に関わる事項と紛らわしい)   | ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。<br>認証登録しようとする事業者にとって紛らわしい面もあるため、「また、認証登録事業者におけるエコアクション21ロゴマークの使用に関しては、実施主体は名称使用に関する規程を別途策定するものとします。」を追記致します。  |
| <b>その他</b>               |  |  |  |
| 79                       |  | 第4章の前文の上16行目、第4章第2項の「解説」の上3行目及び参考2の「判定委員会(14頁):」の「中央事務局」を「実施主体」とする。  | 原案のとおりとします。<br>(理由)第2章全体として「実施主体」を「中央事務局」に修正するため。  |
| 80                       |  | 参考2の「低利融資措置(14頁):」と「公共事業への入札参加資格の要件(14頁):」の部分削除する。   | ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。なお、今回の改訂に伴うページ数頭の変更も修正致します。  |



【別添1】「エコアクション21ガイドライン 2009年版(改訂版)」(案)に関する意見の概要とそれに対する考え方

| 番号 | 項目 | ご意見の概要   | ご意見に対する考え方                       |
|----|----|--|----------------------------------|
| 81 |    | <p>今回の改定に当たって、実施主体(中央事務局)が変わっても、これまで、順調に成長してきたEA21認証登録制度の継続的な成長が、第三者からみても、見込めるといことが大切です。その点で以下のことが必要と思います。</p> <p>(1) 国が作った制度であり、いくつかの法的裏付けのある制度であることを明記すべきである。制度の枠組みを作るのは国で、その運用責任は、実施主体(現中央事務局)であっても、「国のこの制度を維持・発展させる意思」を明記すべきである。</p> <p>(2) 実施主体(現中央事務局)が、運用内容の健全性と財政基盤で信頼のできる組織であること。関係者がそれを確認出来ること。</p> <p>(3) 実施主体と地域事務局と審査人の三者が信頼関係を構築でき、適切な連携が取れること。(コミュニケーションの取り方・役割分担も実施主体の運用に過度な制約を与えない範囲で明記する方がよい。)</p> <p>(4) 審査人は、個々の組織を審査する業務だけでなく、制度運営の中で、普及セミナーの開催等 特に地域事務局に協力して普及活動に貢献している実態がある。これを位置付けること。</p> <p>(5) 関係者になじんだ「中央事務局」の名称を変えることは、制度継続・発展のイメージを損なうので、この名は残した方がよい。</p> <p>また、EA21の基本理念は正しいのですが、運用に当たっては、若干柔軟性を持った対応も必要であります。</p> <p>(6) 大企業は、事業部門によって活動内容が異なるため、事業拠点によって、ISOとEA21の認証取得を使い分けているところもある。このような企業の中に「全社全組織で認証取得」の調整がつかず、認証を返上する事業者も出ている。</p> <p>「全社全組織」の徹底は、慎重に行うべき。</p> <p>また、認証取得の事業者の事業環境は、ますます厳しくなっております。</p> <p>(7) 認証取得に対して、地方自治体は何らかのインセンティブを与えるべきである。(環境省は、地方自治法を言い訳にしないで、地方自治体に対して、もう少し働きかけるべきである。)</p> | <p>ご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。</p> |